

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

緊急事態宣言の延長に伴う県立学校の対応について

このたび本県に出されていた緊急事態宣言が5月31日(月)まで延長となりました。県立学校でも部活動を含め、感染者が増えています。

つきましては、引き続き「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本としつつ、これまで県立学校内で生じた感染の疑いのある要因のうち、特にマスクの着用が疎かになる下記の場面について再度、感染防止対策を徹底願います。

一方で、教育活動が消極的とならないよう、安全安心のもと、昨年度からの創意工夫を活かしながら取り組むことも併せて願います。

なお、今後の感染状況によっては、部活動を含め、活動エリア等を再検討することを申し添えます。

記

- 1 マスクの着用が疎かになる場面
 - ・登下校時の会話時、昼食時、部活動等のミーティングや更衣時
 - ・学習塾など習い事の行き帰り時
- 2 教育活動【令和3年5月12日(水)～令和3年5月31日(月)】

引き続き、県外活動(修学旅行を含む)は行わない、校外から大人数を呼び込むような校内行事(オープンハイスクール、学校説明会、授業参観等)は、原則自粛などを基本に取り組むこと
- 3 部活動【令和3年5月12日(水)～令和3年5月31日(月)】

生徒の心身の健康を維持する観点から、大会の有無に関わらず文化部を含め部活動を実施できること、今月末から始まる高校総体等の大会に安全に参加できるよう、次の点を守り活動すること

 - (1) 平日(4日)
 - ・十分な感染防止対策を実施したうえで、校内(校内に活動拠点が無い場合は、活動拠点に該当する施設含む)のみ活動を実施する。
 - ・練習試合、合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。
 - ・活動時間は2時間以内とする。
 - (2) 土日
 - ・原則休止とする。

ただし、高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会(その予選を含む)及び国民体育大会(その予選を含む)への参加、それに伴う大会初日の3週間前からの練習(合宿等、宿泊を伴う活動は除く)は可とし、土日のいずれか1日のみ、時間は3時間以内とする。
- 4 心のケア

宣言の延長が児童生徒の心のケアに影響することが懸念されることから、相談時間を延長しているSNS 悩み相談をはじめ相談窓口を積極的に活用することを促すこと